

## 行田観光ボランティア会員を募集します

行田観光ボランティア会では、観光客の皆さんに本市の魅力を紹介する「観光ボランティア会員」を募集しています。入会した方には、勉強会を予定していますので、興味のある方は気軽に問い合わせください。一緒に歴史を学びながら、本市の観光を盛り上げてみませんか。

▶ **申し込み・問い合わせ** 行田市観光協会(商工観光課内・内線382)



さきたま古墳公園でガイドを行う観光ボランティア会員

## 行田クイズ

【問題】 関東の石舞台とも呼ばれ、奈良県の石舞台古墳のような横穴式石室をもつ古墳はどれですか。

- ア. 八幡山古墳
- イ. 鉄砲山古墳
- ウ. 愛宕山古墳



石室内の様子

先月号のクイズの答え

【答え】 イ. 成就院

成就院三重塔は、享保14年(1729)に建立されたもので、昭和56年(1981)～57年(1982)に解体復原工事を実施し、現在に至っています。塔内には、忍城主阿部豊後守忠秋より拝領と伝えられる葉衣観世音菩薩が本尊として安置されています。

▶ **問い合わせ** 商工観光課観光担当(内線389)

## 収蔵品展「忍城図の世界」

郷土博物館が収蔵する忍城の城絵図を中心に、歴史とともに変わりゆく忍城の姿を紹介します。

- ▶ **期間** 4月21日(土)～6月3日(日)
- ▶ **会期中の休館日** 4月30日を除く月曜日、4月27日(金)、5月25日(金)
- ▶ **開館時間** 午前9時～午後4時30分(入館は午後4時まで)
- ▶ **場所** 同館企画展示室
- ▶ **入館料** 【大人】200円【大学・高校生】100円【小・中学生】50円 ※団体割引あり
- ▶ **問い合わせ** 同館 ☎554-5911



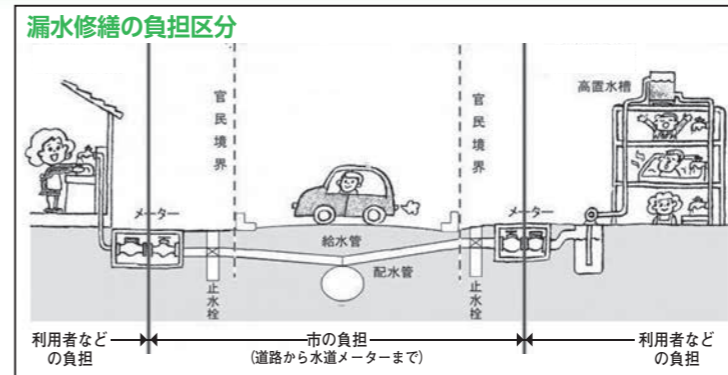
文政六年忍城図

## 第33回さきたま火祭り

- ▶ **日時** 5月4日(金)午前10時～午後8時
- ▶ **場所** さきたま古墳公園
- ▶ **内容** 採火行列、れん台行列、古代住居への点火、御神火降り、スターマイン(打ち上げ花火)、フリーマーケット、物産展、その他催し物(火祭り会場)など
- ▶ **無料バスの運行**
  - ・ JR北鴻巣駅～セブンイレブン行田さきたま古墳前店
  - ・ 古代蓮の里～古墳公園南入口
- ※いずれも運行時間は午前9時～午後9時
- ▶ **市内循環バス(臨時)** セブンイレブン行田さきたま古墳前店～JR行田駅(午後8時40分最終便)
- ▶ **その他**
  - ・ 駐車台数には限りがあります。乗り合わせや公共交通機関の利用など、台数の削減にご協力ください。なお、会場周辺での路上駐車は、近隣住民の迷惑となりますので絶対にしないでください。
  - ・ たいまつ行列一般参加者を募集します(先着30人)。
- ▶ **申し込み・問い合わせ** さきたま火祭り実行委員会事務局(埼玉公民館内) ☎559-0047(月曜日を除く午前9時～午後5時)

## 給水装置の漏水修繕の負担区分を見直します

4月1日から、給水装置の漏水修繕の負担区分を見直します。これにより、配水管から水道メーターまでの漏水は市の負担で修繕します。



- ▶ **注意**
  - 市の負担区分の漏水は、水道課へご連絡ください。
  - 市の負担区分内であっても、利用者などの費用負担となる場合があります。
  - ・ 故意または過失による給水装置の破損による修繕

- ・ 民地内の漏水修繕で、支障となる植栽や庭石、構造物などの移設や撤去に要する費用
- ・ 民地内の漏水修繕で、アスファルト・モルタル・コンクリートを除く、タイルなどの特殊な舗装の復旧に要する費用
- 利用者などの負担区分内の漏水修繕は、従来どおり行田市指定給水装置工業者に依頼してください。
- アパートや、受水槽がある場合など、負担区分に一部例外がありますので、詳しくは水道課まで問い合わせください。
- ▶ **問い合わせ** 同課業務担当 ☎553-0131

## 創業や第二創業、事業承継の際に活用できる補助金の申請を受け付けます

地域経済の活性化と空き店舗などの有効活用、定住促進を図るため、市内で新たに創業しようとする方や事業承継、第二創業を行う事業者の皆さんへの支援策である補助金の受け付けを開始します。

名称	内容	交付率	交付限度額
行田市起業家支援事業助成金	市内の空き店舗や空き蔵などを賃貸借して新たに事業を開始する場合に家賃および店舗の改修に掛かる費用の一部を補助	2分の1	【上限】家賃50,000円/月 改修500,000円 (店舗および事務所) ※家賃補助は最長36カ月 ※改修費は市内業者の施行が対象 ※消費税を除く
行田市Uターン創業支援事業補助金	市内居住歴10年以上の方が市外で1年以上居住した後、市内の空き家などを賃貸借して事業を開始する場合に家賃および店舗の改修や設備に掛かる費用の一部を補助	2分の1	【上限】家賃50,000円/月 改修500,000円 設備500,000円 ※家賃補助は最長36カ月 ※改修費は市内業者の施工が対象 ※消費税を除く
行田市小規模事業者事業承継支援事業補助金	事業承継後3年以内の方が市内の店舗の改装などを行った場合に改修や設備に掛かる費用の一部を補助	2分の1	【上限】改修500,000円 設備500,000円 ※改修費は市内業者の施工が対象 ※消費税を除く
行田市小規模事業者第二創業等支援事業補助金	市内の事業者が事業転換や新事業および新分野への進出を図る場合に店舗の改修や設備に掛かる費用の一部を補助	2分の1	【上限】改修500,000円 設備500,000円 ※改修費は市内業者の施工が対象 ※消費税を除く

▶ **受付開始日** 4月2日(月)

- ▶ **注意**
  - ・ 申請にあたってはそれぞれ条件が異なりますので、詳しくは担当まで問い合わせください。
  - ・ 年度途中でも予算に達した場合は、受け付けを終了します。
  - ・ 過去に起業家支援事業助成金などの交付を受けている方は申請できません。

▶ **問い合わせ** 商工観光課商工振興担当(内線383)